契約書

選挙運動用自動車の運転業務について、周防大島町長選挙候補者　　　　　　　　　　と（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結した。

１　業務

　　公職選挙法第141条に定める自動車の運転

２　雇用期間

　　令和　　　年　　　月　　　日から令和　　　年　　　月　　　日まで　　　　　日間

３　契約金額

　　　　　　　　　　　　　円（内訳　１日の報酬　　　　　　　円×　　　　　日間）

４　使用する自動車　　車種

　　　　　　　　　　　登録番号又は車両番号

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定めるところにより、周防大島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、周防大島町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は周防大島町には請求することができない。

７　その他

令和　　　　年　　　月　　　日

甲　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞